

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(本土と島との間のフェリー乗船時の必要書類) (当館作成資料)

2021年5月21日
在ギリシャ日本国大使館

5月19日(木)に、ギリシャ政府による国内制限措置の延長と一部変更について当館からお知らせさせていただきましたが、これに伴い、本土と島との間で船舶で移動する際に、海運・島嶼政策省の質問票(乗船前申告フォーム)を提出することが義務づけられました。

同質問票はギリシャ語表記ですので、記載要領については、下記の当館作成資料をご参考になさってください。

●質問票(海運・島嶼政策省)

https://www.ynanp.gr/media/documents/2021/05/17/%CE%94%CE%97%CE%9B%CE%A9%CE%A3%CE%97_%CE%A5%CE%93%CE%95%CE%99%CE%91%CE%A3_%CE%A0%CE%A1%CE%99%CE%9D_%CE%A4%CE%97%CE%9D_%CE%95%CE%A0%CE%99%CE%92%CE%99%CE%92%CE%91%CE%A3%CE%97_9ahaxgd.pdf

●質問票の記載要領(当館作成資料)

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/jousenmaeshinkokuform.pdf>

以前にお知らせさせていただいたとおり、本土と島との間のフェリー、航空便に搭乗する際には、上記質問票とともに、次のいずれかの証明書等の提示義務が課せられていますのでご注意ください。

(1) ワクチン接種証明書

(2) 新型コロナウイルス検査の陰性結果証明書(出発前72時間以内のPCR検査陰性結果証明書、出発前24時間以内のラピッドテスト、または出発前24時間以内のセルフテストの陰性結果証明書)

※ フェリー利用時のセルフテスト結果については、質問票に記載することで証明書に代えることができるとされています。

(3) 発症後2~9か月以内の新型コロナウイルス疾患または感染証明書

レフカダ、エヴィア、サラミナについては質問票の提出は不要とのことです。
その他、実際の運用方法など詳細につきましては、各フェリー会社に確認なさってください。

なお、官報に記載がなかったため念のためエーゲ航空に確認しましたが、現在までのところ、航空機利用時には、このような質問票の提出義務は定められていないとのことです。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece 46,

Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp